

平成29年度 第2回東久留米市立図書館協議会 概要録

日 時 平成29年10月26日(木) 午後2時00分～4時00分
場 所 東久留米市立中央図書館 視聴覚ホール
出 席 (以下敬称略)
図書館協議会委員：鈴木増雄（委員長）、古矢美雪（副委員長）、
山浦桂子、菅沼法子、吉川久美子、大矢由紀子、大木一恵、
荻田寿子、吉田利宏
市：岡野図書館長
欠 席 図書館協議会委員：池口頌夫
傍 聴 人 2人

1. 開 会

（委員の半数を超える9名の出席があったため、東久留米市立図書館協議会運営規則
第4条第2項の規定により会議は成立）

図書館長 本日は図書館収集方針の改定についてが議題です。昨年度から取り組んでいる
とても大きな課題ですが、本年度は総まとめとしたいと思います。たたき台と
なる案についてご意見を頂戴できればと考えています。よろしくお願いします。

委員長 それでは早速ですが資料の確認と報告事項をお願いします。

図書館長 欠席の委員から「図書館収集方針についての議論は、ぜひとも参加したかった。
後で意見を出したい」と聞いています。本日の皆様の議論をまとめてお伝えし
た上でご意見を頂戴することもあるかと思います。

図書館長 今回の案は私どものたたき台ですので、今日の協議会でご意見を頂戴した上で
最終的なものを作っていきたいと考えています。皆様の忌憚のないご意見を頂
戴できればと考えています。

（資料の確認）

資料1 「収集方針の改定と選定基準・除籍基準・その他基準」

資料2 「図書館資料収集方針案」

資料3 「図書館資料除籍基準案」

資料4 「マンガの取扱基準案」（ここまでが事前配布資料）

資料5 現行の「東久留米市立図書館資料収集方針」及び「除籍基準」

資料6 「平成28年度図書館事業についての図書館協議会評価（案）」

資料7 「図書館に寄せられた意見・要望の報告」

資料7は、図書館協議会で委員より要望がありましたので、中央図書館の提案箱にて回収したもののうち、回答を要すると希望したご意見の一覧を作成しました。

本日の議事の進め方ですが、収集方針を中心にご協議いただきたいので、まずは収集方針について、資料をもとにご議論いただければと思います。評価については、前回の協議会ですでにご議論いただいているので、資料の中身をご覧いただき、よろしければご承認いただくような形で協議会の評価として公表していきたいと考えております。

2. 協議事項

① 図書館資料収集方針（選定基準・除籍基準・その他基準）について

委員長 それではまず資料1「収集方針の改定と選定基準・除籍基準・その他基準」について説明をお願いします。

図書館長 あらかじめお送りしている新しい「収集方針案」、「除籍基準案」、それからこれまで何度もご議論いただきました「マンガの取扱基準案」を新たに作成しました。これ以外にも収集方針を基にした「選定基準」というものがありますが、「選定基準案」に関してはまだまとまっていませんので、今回はご提示できません。まずは「収集方針案」に関するご意見を頂きたいと思います。資料1にそって現行の収集方針と新たに改定する収集方針案との違いを説明いたします。

資料収集方針は図書館にどんな資料を置くかという大前提の方針になりますので、資料の収集だけでなく資料の提供についてもある程度規定していくことになります。そのため、図書館の設置目的に照らした資料収集の基本方針を定めて収集資料の範囲を定義しました。

今回の改定案では、まず図書館の設置目的を図書館法より引用し、明記しました。また、図書館法の制定当時とは時代状況が違ってきていますので、多様な利用者への多様な形態の資料の提供、ハンディキャップや多言語への対応に関する項目も付け加えました。第一次「図書館のあり方検討委員会報告」（平成24年2月）で提起し、これまでそれぞれの役割にそって選定してきましたので、中央図書館と地区館の役割についても明記しました。基本方針の大枠の変更はありませんが、これまでなかったものを付け加えています。

次に、新しい方針のもう一つの大きな特徴としては「資料」を定義したということがあります。現行の収集方針では資料別収集方針という項目があり、その中で一般図書とか児童図書とか視聴覚資料という形で資料別収集方針を規定しています。それが「選定基準」と混在化しており、実務を行っている者にもわかりにくい形になっているため、まずは「収集方針案」で大きな方針を規定

して、その下の「選定基準」は、実際の選定を行う場合の基準を整理しようと考えました。

「収集方針案」を見ていただくとわかりますが、図書館資料という項目を作り、どんな資料を集めるのかということを定義いたしました。本と一言と言っても、実用的な本と娯楽で使う本または中央図書館が基本的なものとして収集していく本とは少し扱いが違います。実際には選定基準も違うことになるのですが、どんな本を集めるのかといったときに、資料の定義をしていくことによって、実用書・教養書・学術書・参考図書・マンガという図書の分類の中で、どの分野の実用書はここまで集めますよとか、どの分野の専門書はこういうことを参考にして決めますよというような選書の基準ができてくることになります。このように資料について定義したというのが前の収集方針とは異なるところです。また、中央図書館の東久留米市の歴史や皆様の活動記録や文化を継承していくという役割をふまえ、地域資料や行政資料もここでしっかりと集めていくべきものとして収集方針に明記をしています。現行の「収集方針」には資料別収集方針がありますが、これは「選定基準」で取りまとめようと考えています。

また、館別の収集方針は、各の役割の違いを踏まえ、中央館は中心館としての収集を行う、地区館は地域の図書館として実用書・教養書・児童書を中心に収集していくという役割を方針に明記したことが違いとなります。

そして留意事項として、これは議論が分かれるところですが、「図書館に置く本を買いすぎだろう」という議論もありますので、複本について、また多言語についても留意事項として新たに加えました。そして資料を収集しない場合または提供を制限するような場合もあり、これまで明記しておりませんので、提供の制限についても方針の中で明らかにするため付け加えました。

今後「収集方針」に基づく基準として「資料別選定基準」、「除籍基準」、「地域資料選定基準」、「マンガの取扱基準」を作成しようと考えています。本日もご用意しているものが「除籍基準案」、これまでのご議論を踏まえた「マンガの取扱基準案」です。

マンガについては、これまでの図書館協議会では「概ねマンガはいいだろう」その上で「所蔵スペースの問題でやみくもに集めるのは無理ではないか」というご意見もあったと思います。図書館ではこの一年の間、マンガを実際に置いて皆様にご意見をいただくことも含め、利用の仕方についてもマンガの部屋を設けてトライアルとしています。その結果として、マンガは図書館が提供するものとして入れていこう、ただ貸し出しはせず館内で見ていただくような資料として揃えていこうということになりました。これまでは「マンガを収集しない」というのが収集方針であり、表現手段がマンガであるだけで収集しないと

していましたが、そこは改めることにしました。

また図書館はどんなものでも提供していくことを旨としている、そのため他の図書館から借りるなどして当図書館が収集していないものを提供していますが、マンガについては特別な扱いとしてリクエストは受け付けないでいこうと考えています。そして、どんなマンガを収集すべきかを考えてみると、マンガは主に子供たちが見るということがあるので、「小学生が読んでも安心なもの」というのがマンガを収集するうえでの一つの基準として考えています。マンガは知覚的な表現であることから、注意すべきことがあると考え留意事項を定めています。

本日は収集方針について提案していることと、これまで議論のありましたマンガの取扱いについてもまとめていますので、ご議論いただければと考えています。以上です。

委員長 今回是一般的な方針を述べていただいただけですが、もう一回議論する場はあるのですか。

図書館長 今回はいろいろご意見いただき、修正したものを次回ご報告させていただきたいと考えています。

委員長 どんな順番でも結構ですのご意見いただければと思います。ちょっと細かいところですが、この留意事項の5番目に「非公開資料」とありますが具体的にはどういうものが非公開で、非公開のものはどうすれば資料を受領できるかご説明いただけますか。

図書館長 これは図書館の中ではたまにありますが、例えば出版差し止めになった、あるいは出版社が自主的に回収する案件等があります。例えば、少年Aの『絶歌』についても議論が分かれたところですが、東久留米市では一冊購入しており、書庫に入る資料として扱っていて子供たちがやみくもに読まないような形になっています。人権又はプライバシーを侵害するような場合にどこを基準にしているかという、裁判所の命令や判決があった場合としていて、単に出版社の差し止めというときは、私たちが図書館の方針に基づいて資料を収集しているので、検閲のような形で収集したものを閲覧禁止や除籍をすることはできません。しかし出版差し止めが裁判で確定した場合は提供の制限もありうるということになります。先ほどの『絶歌』の場合は、購入しない図書館もあり、その館の収集方針で「この本は問題があり買わない、皆さんに見ていただくものにしていない」という判断がありました。東久留米市では、出版差し止めではなく要望も多かったため購入しましたが先ほど申し上げた理由から書庫という扱いにしています。

また、寄託資料に関しては、図書館がコレクションとして文化として保存していこうとしても、非常にプライベートの内容のもので公に公開することはふ

さわしくない、例えば日記のようなものを寄託された場合は学術研究でない限り非公開にするといった扱いを考えています。

委員長 誰かが非公開資料を見たいと申し出た時に、図書館員はどういう基準で見せる見せないの判断をしますか。

図書館長 今現在そういう基準はないので要望があったときは公開の基準を作ることになります。現状該当する資料はありませんが、仮にあった時のことを考えてこの規定を作っています。重要なのは、資料提供の制限をしないのが図書館の姿勢であり、新しい案でも「次の場合を除き極力制限することを限定する」と書いています。基本的にすべての資料は提供の仕方を変えとしても公開するべきものととらえています。

委員 館長もおっしゃったように検閲に当たる場合もあるのでここはできるだけオープンに書かないといけないと思いますが、「制限は次の場合を除き極力限定する」と書くともう一回制限をかけているようにとらえられるので「制限は次の場合を除き行わない」と書くべきだと思います。

一番目の「人権又はプライバシーを侵害するもの」については何らかの基準を設けなければなりません。またマンガの性的表現のところにも同じ問題があります。基準を決めるには中立性が必要なので図書館の専門団体などからアドバイスをもらう考えをお持ちかということです。

二番目の出版差し止めあるいはわいせつ出版物であるとの判決が確定したものとありますが、これではあまくて例えば仮の差し止めがあった場合にこの書き方では抜けてしまうので、こういう場合というのをある程度限定しなければならないので、限定できるように中立的な基準を見つけて明確にした方がよいと思います。

三番目は意思の問題なので大丈夫だとは思いますが、一番目二番目とマンガの性表現・暴力的行為は市民の皆様も関心があるし、それぞれ価値観でいろいろな意見もあるので、できるだけ中立専門的な基準を見つけていただいてそれに基づいて決めた方がよいと思います。また書き方についても「極力限定する」などのもう一つ意思が入るような書き方ではなく、限定的な場合以外に制限は行わないと明記するなど、注意深く進めた方がいい気がしました。

図書館長 現行の収集方針は「図書館の自由に関する宣言（１９７９年改訂日本図書館協会）」の順守が第一に入っています。今回なぜそれを外したかといいますと「図書館の自由に関する宣言」は法令とは違って図書館としての倫理綱領のようなものであること、日本図書館協会は民間団体であることから外しました。

今、委員がおっしゃった客観的な基準ですが、「図書館の自由」の問題については、日本図書館協会が図書館員あるいは図書館業界の総意として検討してきていて、一定のルール化もされているので、今回の収集方針にもその内容を書

いています。例えば『絶歌』もそうですが、週刊誌に未成年である犯人の顔写真が出てしまったとき等の判断については、日本図書館協会の図書館の自由委員会の蓄積を参考に判断しています。委員がおっしゃるように厳密な意味で規定している文言があればそちらに差し替えた方がよいと思いますので検討します。

委員 法律的には個別の図書館の判断になりますが、図書館の長年の歴史とか図書館法で図書館に与えられた使命をある程度具体化したのが「図書館の自由に関する宣言」だと思います。ですので、それが公的なものではないとしてもこういうことに関して拠るべきものはやはり宣言にある考え方だと思います。

その場合、私が提案したいのは、「図書館は」の次に「図書館の自由に関する宣言に基づき」という文言を入れればよいのではということです。例えばこの地域の図書館では、清瀬は調べられなかったのですが東村山や西東京の図書館では「図書館の自由に関する宣言」を示しています。この改正でもふれられていないですが、多くの図書館で図書館の自由に関して宣言している図書館は多いですね。

図書館長 東久留米市の図書館でも掲示しています。

委員 そうですか。それを考えると今まで第一においていたものを削るというのは、館長からは変わりはないというご説明をいただきましたが、あえて一番大事な考え方、これからも拠るべき考え方、基準を一番上からあえて外してしまったというメッセージを送ってしまうのかなと思ってしまいます。目的を明らかにしたとおっしゃいましたが、これは図書館法の定義を書いたにすぎません。図書館の考え方自体は各図書館に任せられていて、それは個々の図書館が考えることですが、今までの図書館の歴史の中で「図書館の自由に関する宣言」が大事にされてきたのにその内容を外すというのは、市民からすればここを外すことが大きな目的であったかのような誤ったメッセージを送ってしまいかねないのかなと危惧しているのですが、そこは皆さんがどう思われるのかなと思っています。

図書館長 現行の収集方針の基本方針という項目で「図書館は市民の生涯学習を保障する機関の一つとして市民の知る権利を守るため」と記載されていますが、これは図書館法ではなく「図書館の自由宣言」からきている文言です。そして「図書館の自由宣言」は何かというと、最初に「基本的人権の一つとして知る自由を持つ国民に資料と施設を提供することを最も重要な任務とする」と定義をした上で、そのために図書館は次のことをしますよということが書いてあります。第一に「図書館は収集の自由を有する」、第二に「図書館は資料提供の自由を有する」、第三に「図書館は利用者の秘密を守る」、第四に「図書館はすべての検閲に反対する」、そして最後に「図書館の自由が侵されるとき我々は団結してあ

くまでも自由を守る」と書かれています。

法や市の条例によってこの図書館が設置され、市の教育振興基本計画に基づいてこのまちの教育をどうして行くかを決めた上でこの図書館の存在があるので、こういう方針がどこから来るのか考えた場合、私は図書館自由宣言というのは、繰り返しになりますがあくまでも法令とは違うものとなると思います。

しかしながら教育というものが一定程度独立したものであり図書館も行政からは一定程度独立しているものです。図書館長というのは役所の中では単に課長ですが、図書館長自体は法で決まっていますその図書館長の権限のもとに図書館の資料の収集があるので、教育委員会が図書館長に命じてやらせているのとは少し異なっていると思います。そういうことから考えて「図書館の自由宣言」があるものだとは私は理解しているのですが、ただ基本方針の中にそれを入れるのは迷うところで、中身は入っているが「図書館自由宣言に基づき」という文言はちょっと違うかなと思い、今回このような形になりました。

委員長 利用者の秘密を守るというのは宣言に関することを除きますとあまりはつきりとは書かれていないような気がします。そうすると前よりそのあたりが弱くなっているように見受けられるように感じます。委員の指摘された点は重要なことだと思います。例えば私が一年間どんな本を読んでいたのか全部他の人に知られてしまうのならこれから図書館で読む本は制限しなければいけないのかなと考えてしまいます。自由に幅広く利用できるということが重要ではないかと思います。他の委員の方のご感想はどうでしょうか。

委員 私も「図書館の自由に関する宣言」に関しての言葉が足りないと思います。以前の収集方針にある「図書館は、市民の生涯学習を保障する機関の一つとして、日本国憲法及び図書館法のもと、市民の『知る権利』を守るため『いつでも、どこでも、誰にでも、必要な図書館サービスを提供する』ことを基本方針とする。」という文言を新しい案の最初に持ってこないで、一般の方がこれを見たときに図書館も行政に感化されたなと誤解するのではないかと。先ほど館長が独立した機関であるようなことをおっしゃっていましたが、そうとはとれない気がします。図書館としての確固とした姿勢をやはり基本方針の前文に置いて、今までの先人が培った自由を大事にしてほしいなと思いました。自宅で資料を読んでいて以前と比べて何か足りていないなと思ったのは、今日の会議でこの部分のことだったのかなとわかった気がします。もちろんわかりやすく書いてくださっているので一般の人から見て図書館も変わったと思うかもしれないけれど、基本の部分はできるだけ変わらないでほしいと思いました。

委員長 他の委員の方、何かご意見はございますか。

委員 「資料」の定義付けをされたということですが、(図書館資料)となっていてその後には実用書と続いていますが、ざっと読んでいて突然出てきているので、例

えば、「以下のように資料を定義する」とあってもいいと思いました。

委員 定義規定でありながら留意事項が紛れ込んでいますね。だからここは何について書いてあるのだらうと思われたと思います。定義なら定義をはっきりさせて留意事項なら留意事項を後ろで整理されるようにされたらどうかと思います。小さいことですが、この「資料」の意味合いがわかりにくいと思いました。留意事項が紛れ込んでいるため、ここは方針なのか定義なのかわかりにくいと思いました。

委員 留意事項は後ろでまとめた方がいいかもしれませんね。

委員長 留意事項についても気になりますね。

図書館長 図書館の資料はどういうものと考えるか、利用者の視点又は学校から見た視点をお聞きしたいところであります。

例えば、学術書はこれまであまり収集してきておりませんし、ニーズが拡大している一方で個人が賄うべきだろうという考える方もあります。あるいは先般の「図書館は文庫本を買わないで欲しい」という話もあります。図書館として最低限揃えておくべきもの、誰もが無料で使えるものということは大事ですが、ものによって、利用者によって、考え方が違うのが実際です。そこで、定義が必要ではないかという考えとなりました。

逆に選定基準は収集方針を基に作っていくので、こういうものは必要であるとか、地区館と中央館のすみわけということについても、図書館としてはこういう資料も集めるべきではないかというご意見も率直に伺えればいいのかと思います。

構成についてはお二人の委員がおっしゃるように、定義と収集上の留意事項を分けて考えていけばすっきりするのかなと思いますのでそこは直していきたいと思います。

委員 今おっしゃっていた学術書ですが、学術書については収集分野に留意すると書かれていて定義はされているのですが、どういう学術書に力を入れるあるいは図書館として収集すべきものかが見えてこないです。館長が収集分野で言おうとされたことはなんですか。

図書館長 現行の選定基準や収集方針を見ていただくとわかるのですが、実は分野別にどこまで収集するかを定めています。これまでは、例えば自然科学の本ならば「基本的なものを収集」しますとか、法律ならここまで収集するとか、または子供の本なら「子供の成長に寄与する本を収集」するというような収集方針を定めています。

しかしながら、現実には、本当に必要なもの、例えば、中央図書館では就職・仕事コーナーを設けていますが、その場合に数年で使えなくなる本が出てくるとしても必要であれば提供したいということもありますし、長くロングセラー

となっていてこれは基本的に揃えておきたい本とか、単なる分野の違いではなく使い道の違いによって定義したい場合が出てくるのではないかと、選定基準は分野による方針や基準だけでは足りないと考えています。

今回収集方針を改定するにあたり、資料を実用書・教養書・学術書に分けて分類しています。学術書に関してですが、収集範囲を広げる必要があると考える分野と、逆に中央図書館としては収集範囲を広げずに相互貸借で借りていただくことで対応する分野が存在する可能性があると思います。今回の収集方針で「収集分野に留意する」としているのは学術書の選定基準に反映させていくという意味でそのような書き方にしています。逆に実用書と教養書では「収集分野に留意する」とは書いていません。その分野に関しては、教養書などは大学の一般教養レベルまでの入門書概説書なども含むとはっきり書いているので、だいたいその範囲までを収集範囲と考えています。ですので、法律の研究とか自分の調査研究のために論文を見たいと思ったとしても、それは教養書の範囲に入らないわけですが、まったくそれらを収集しません、とはしないでもいいのではないかと思います。

結局のところ、そういう線引きをどこで決めていくかというところと利用者のニーズになります。利用者のための図書館なので、私たちが大まかな線引きを決めますが、その自治体の特徴によって、例えば農業に関する資料が必要な町だとするとその分野に関する資料については深くなるということはあると思いますし、また時代によっても求められる資料も変わりますが、選定基準に反映させていくときに、一体実用書はどんなところまで留意して収集していくのか、基準ができたときに実用書とは何か教養書とは何かということについてここで定義した方がよいと思い定義しました。学術書というと本当の学術書だけではなく一般教養レベルより上の本という意味でとらえていただければいいと思いますが、最新の研究内容なども皆様が勉強するときは必要だと考えます。しかしながら収集する際にも市立図書館ですべての分野を収集できるわけではないので、要望の多い分野、例えば歴史とかそういう分野では幅広く収集する形になると思います。

委員 要望というのはリクエストがあったものですか。

図書館長 要望とはリクエストとは限らず貸出の実績などもあります。リクエストは個人が出すものですが、皆様が必要だと感じる世の中の要請もあります。例えばオリンピックが開かれるのでそれに関連した本を集めようということがあります。要望というとリクエストのことだと思われるかもしれませんが、皆さんが図書館にあってほしいと願う資料というような意味だと思います。

委員 それは図書館側が市民の気持ちを測るということですか。

図書館長 利用者側から見るとリクエストということもありますし、投書によるものもあ

ります。また私たちがこのまちの皆様の生活や動きの中で、こういうものは必要とされているのだなと配慮して収集することもあります。また、毎日カウンターで本の出し入れをしているので、その中で今求められている資料が何であるのかは本を選ぶ者がとらえていくべきものであると思います。そういう意味で今日私が皆様にご説明するときが一番大事だと思っていることは、図書館員がいい本を決め、図書館に置かなければいけないと考えている訳ではないということです。いい本と言うのは、それは先ほどの検閲の話につながってくるのですが、誰かが決めるのではなく読んだ人が決める訳ですので、そうすると図書館の態度としては、私たちが「いい本として置いている」のではなく、いろんな意見があるのを「幅広くそこに揃えておく」となります。そうして置かれた本は図書館が薦めているのではなくて本を利用する人が自分で判断すべき、ということが図書館の基本的な態度です。それをはっきり打ち出したつもりで、「図書館の収集した資料がどのような思想や主張を持っていようとも、それを図書館や図書館員が支持することを意味するものではない」と後ろに書いてあったものを今回前に挙げました。

それは図書館員の態度としても陥りがちなことです。司書がいるのだからいい本を選んでくれるのだらうという議論になりかねないところがあるので自戒しますが、もちろん必要な、適切なものを買うことにはなりますが、私たちは皆様の信託を受けて選書を行っていると考えています。

委員 その点が市民からは見えてこないかなと思います。図書館を広く一般の人にわかってもらおうとしても、図書館のある本の中に自分の読みたい本がないという人がいらっしやいます。私も図書館にリクエストすれば書庫に入っているかもしれないといいますが、市民の中には図書館が適当に選んでいると思っている人もいます。

基本方針の第一に「図書館の収集した資料がどのような思想や主張を持っていようとも、それを図書館及び図書館員が支持することを意味するものではない」とはっきり言うのもいいですが、逆の考え方もあるかなと思います。私も書類を見ていてここで引っかかってしまう、どういう意味なのかなと思って悩んでしまいました。

図書館長 これは「図書館の自由宣言」からとっています。現行でも基本方針に入っています。とても大事なことだと思いましたので、今回基本方針の基本に据えています。

委員 机上の資料も事前にいただければよかったですね。なんでここに出てきているのかなと思いましたので、図書館員は個人的な関心や好みによって選択をしないと書いてあるので、いやに図書館の方たちがへりくだっているような感じがしました。

- 図書館長 その考え方もすべて「図書館の自由宣言」の中の言葉です。もともと自由宣言に基づいてこの項目が立ててありそれに対応するようになっています。例えば、「対立する意見についてはそれぞれの観点に立った資料を収集する」という文言も「図書館の自由宣言の文言」をそのままここに書いていることになります。
- 委員 今委員のおっしゃったことがよくわかります。現行の収集方針では図書館の自由宣言を踏まえていてその文言の一部分を取り出したということですね。図書館の自由宣言には二つ意味がありまして、一つは利用の自由を守るという意味と、もう一つは図書館員がそれに奉仕する仕事を守るという意味があります。館長含めて図書館側の人間なので図書館の職員が奉仕するにあたり仕事をしやすいという感覚だけで自由宣言から抜粋している。市民の自由を守るよりも自分たちが抑圧を受けないようにしようという部分は書きだしているが、全体の思想部分が落ちているような気がするので、そこを入れておきたいというのが元の考えですから、委員のおっしゃった読み方がよくわかってやっぱりそう思われているのだなと思って聞いていました。
- 委員 現行の収集方針があると、今回の収集方針では自由宣言の内容を少し上に書いてあるというのがわかりますね。
- 図書館長 先ほど委員長もおっしゃったとおりで、「利用者の秘密を守る」や「資料の提供の自由を有する」ということは非常に大事なことになるので、「図書館の自由宣言」を受け止め、一つの指針としながら重要な収集の自由・提供の自由・利用者の秘密を守るという内容を入れ込んでいけばいいということですね。
- 委員長 入れた方がいいですね。
- 委員 自由宣言の内容は今回の収集方針の前文にすればいいと思います。前文は裁判規範でも法律でもないわけですから、この部分が委員や委員長のおっしゃるようにならぬいろいろな疑念を抱かせています。前文を自由宣言から引用することは何の問題もなく、書く場所の工夫さえすればいいと思います。この部分を削るのは市民に間違ったメッセージを送ることになると思います。
- 図書館長 最初は収集方針といって本をどのように収集するかということだけだと思っていました。先ほど申し上げましたとおり利用の制限等は大事なことであり、収集と除籍、提供というのは全部一体のことと考えます。また、収集方針というのは、何を集めて何を捨てていいかということですので、提供について考えなければいけないというところまでは私たちも考え至っていました。自由宣言の非常に大事な言及のあった4項目についてはもともと自由宣言を順守すると書いてあるので文言を含めてきちっと入れ込められるように直した方がよいということですね。
- 委員長 そうですね。
- 図書館長 わかりました。

委員長 最初の項目で館長のおっしゃったように、収集方針ではありますが、本の収集の大前提は図書館の役割にも絡んできます。そのところがきちんと入っていないと、どういう考え方のもとに収集方針を作ったかがはっきりしてこない、利用者の立場、図書館の立場などいろいろなことを入れていただくということで次回またこの件について議論したいと思いますがよろしいでしょうか。

図書館長 はい。

委員長 その他にございますでしょうか。

委員 私は学校図書館に勤務しているのですが、学校図書館は年間予算が決まっています購入できる資料も限られてくるので、例えば基本方針に書いてあるような多様な利用者に対応し、多様な形態の資料を収集・提供するという方針があり、学校図書館にはない資料を団体貸出で定期的に借りることができるので本当にありがたいと思います。今後東京オリンピックに向けて各学校が国調べという授業が入り、それぞれの世界の国を平等に担当してオリンピックまでに勉強しないといけないらしいです。その際に先進国の資料は多くありますが中には知名度の低い国、例えば本校ではギニアビサウというギニアの隣の小さい国がアテがわれているらしく、そういう国の情報を公立図書館で調べられるのであれば期待したいところです。

委員 私も一度図書館に問合せたら「国会図書館ならあります」といわれ国会図書館から借りていただきました。2週間借りていただいたので2週間通い読み読みしてパソコンに打ち込みました。コピーはできませんでしたが、そのためにみんながここへ集まってグループでそれを見るのも一つの勉強だと思うので、相互貸借や国会図書館をぜひご利用いただくようお願いしたいと思います。

委員 ネットでも資料は集められますが文章として書いた本はなく、ましてや高校では専門的な本も予算が限られているので、図書館で揃えていただければありがたいと思います。生徒にも「市立図書館に資料がある」と案内できるとと思います。

図書館長 収集方針案の「多様な利用者」というところに、先ほど申し上げた障害者ですとかあるいは日本語を母語としない市民を想定して多様という形で入れています。これはご承知のように法律もありますし公的な機関としては差別なくサービス提供しなければいけないということになっています。また単に本という活字の資料だけではないということを想定して「多様な形態」と書いています。昔は、法令は加除式図書と言って、国会が終わる度に法令が加除される法令集でしたが、現在ではデータベースに代わってきています。多様な資料の中には音声や映像、あるいは違うメディアでの資料提供があり、「多様な形態」という表現を今回の改定案で入れました。しかしながら、そうすると資料の収集だけではなく提供においても「多様な形態」になってくると思います。私たちの蔵書ではないけれども「多様な形態」の資料が利用できるように準備しておく

ということにもなりますので、そのようなことを想定して「多様な形態の資料を収集・提供する」という一文を入れています。

委員 五文字ぐらいの表現にいろいろな意味が込められているんですね。

図書館長 皆様方にぜひお聞きしたいところが、この館別収集というところになります。中央館と地区館の役割分担について、このように踏み込んで書いたのは今回が初めてです。各地域に合わせてというような形で言っているのですが、ご存じのように東久留米の図書館が小さいということがあり、蔵書数は4館全体の総数で考えています。そのため、役割分担をしていこうという考え方をするので、なるべく重複して買わない方がいろいろな種類を増やせるということにもなります。東久留米市では、長い図書館の歴史の中で、どちらかというと人気のあるものをたくさん買っている利用主義の図書館でした。皆様のニーズに合わせて動いていくという姿勢が高かった図書館だと思います。しかしながら、今回中央図書館と地区館で役割分担をすることで、地区館については高齢者や子供たちの本を中心に収集しようという考えで、実用書・教養書・児童書を中心に収集するというのは、地区館の位置づけとしては踏み込んで表現しているのではないかと考えています。地区館ご利用の方もいるのでこの点に関してどのように考えているのかご意見を頂戴したいと思います。

これまで図書館は、どの窓口からでもどんな資料でも受け取れるという事を前提にしています。しかしながら、実際にはキャパシティが決まっており何十万冊も置けない状況です。例えば地区館の蔵書はおおよそ6万冊なのですが、限られたキャパシティの中では、新しい本を収集している地区館では、求める本に不足があれば中央館に来てほしいという話になります。逆に中央館は参考資料や地域資料や必要に応じて学術書を中心に収集するので、地区館に置いてある資料はあまりありませんよということになります。だから狭い町の中で4館あるから使い分けてほしいという考えは新しい方向であると思います。

ただ、使っている図書館で自分がほしい資料を集めたいと思うので、例えば中央の近くに住んでいるから料理の本が借りられないのは嫌だという人もいます。そこは図書館員が考えることと本当に利用している人が考えることが違うのではないかと心配しています。

委員長 すぐに手に入らなくても少し待てば手に入るので多様性の方が重要かもしれませんね。

委員 検索ができるようになりましたね。

委員長 とても便利になりましたね。

委員 でも、全部が全部となると、高齢者の中にもネット環境がない人もいると考えられるし、ましてや館別収集という発想がなかったら、そういう情報がないまま図書館に来て自分のほしい本がなかったらそのまま帰ってしまう人もいるの

ではないかと思います。

委員長 でも図書館員に相談すれば相談に乗ってくれるのではと思います。

委員 「お探しの本がなければご相談ください」というのをどこかに書いておくとい
いですね。

図書館長 まったく置かないということではないのですが、実はこの点は図書館員の中
でも議論の分かれているところです。地区館を指定管理者にお願いするようにな
ってから中央館の選書を少しずつ変えてきています。皆さんご覧になるとわか
ると思うのですが中央館に入っている本と地区館に入っている本は明らかに違
います。だから図書館らしい良い本を置くようになったと評価してくださる人
もいる反面、地区館にあるようなみんなが喜んでどんどんリクエストが出るよ
うな本を買った方がいいのではという人もいます。ですから委員が心配される
ようになる訳ではないのですが、ただなにがしかのそういった面が出てくるか
もしれません。逆に地区館はもっと利用の高いものに特化しているので、本屋
に並んでいるような本が並んでいる状態になるためそこが物足りないとおっし
やる人がいるかもしれないとも思います。

委員 地区館三館にそれぞれ特色がありますね。私は時々全部行きますが違いがだん
だん分かるようになります。

委員 ただ単に自分の家の近くだからという人もいますから地区館ごとの違いに気づ
かない人もいますね。

委員 図書館の方とのコミュニケーションが取れる、ただ座って貸してくださいとい
うのを待つだけでなく、ただ紙でコマーシャルとして張っておけばいいという
ものでもないですが、図書館員とのコミュニケーションができればいいと思
いますね。

委員 私はどちらかというとこれに関してはネガティブに感じました。私は運転でき
るので行こうと思えばどこでも行けますが、中央図書館が一番近いのでそこに
本がないということになると私でも「え？」と思うので、ましてや移動手段が
ない方にとっては、近くにないというのは正直どうなのかなとは思いますが。た
だ物理的に置くところがないと考えると、各館の役割を決めて、より多くの本
を提供できるというのでもいい考え方だと思いますし、そこはどっちがいいのか
というのは話を聞いて「なるほどそういう考えもあるのか」と思ったのですが、
この内容を最初に見たときは、正直このように決めると中央図書館を使ってい
る人からするとちょっと使い勝手が悪くなる方もいらっしゃるかなと感じまし
た。

委員長 地域的な問題が絡んでくるわけですね。

図書館長 一般的な本を全然買わないということは考えていません。今後、本のコレクシ
ョンを考えると多摩の圏域で協力することも必要になると考えています。東久

留米だけで必要な本を持ち続けるというのが難しくなっているのが現実ですし、書庫をさらに拡充するのも難しいところです。

委員 1日～2日はかかりますと声掛けすれば、また後日来ますということになるかもしれませんが、今読みたいと思う人もいるかもしれませんね。

図書館長 今地区館の方ではCDや比較的新しめの本（准新刊）を交換する事業をやっています。同じ図書館しか利用しない方にとっては借りつくしてしまうこともあるので本をシャッフルしたところ、結構成果が出ています。例えば、落語のCDは同じ人の落語を聞きつくしてしまう。違う人の落語を取り寄せることはもちろんできますが、その場所にあるのと他の場所から取り寄せるのでは全然違います。だからさっき言ったここに料理の本はないのかと思うようなことは、ある時期ビジュアル的に押し出してこんな楽しい本があるのかと見せるというやり方もあるかと思います。図書館全体を一つの場所から可視化できるというのができれば違ってくるのかなと思います。

委員長 なるほど。

委員 どうしても読んでほしい本を出せば結構飛びつく方もいると思います。

委員 少し地味ですが変えたところだなと思うのは、以前は地域資料の中に入れていた行政資料を新たに項目出しにしたことです。以前の収集方針では地域資料の3番目に行政資料を入れていたところ、今回の収集方針案では図書館資料の1項目として出した趣旨を伺いたいです。

また、意見として申し上げておきたいことは、今回の選書に関して市民の関心はかなり高いと思いますので、今後具体的に選書の基準を定めるにあたり、ぜひチャンスだと思うので、具体的な、図書館に意見を聞きたいではなくて、選書で具体的な何かがあって分野ごとの話が出たりすると市民の皆様も関心を持ちやすいと思うので、是非それを生かしたイベントにつなげていただくといいのかなと思いました。

図書館長 行政資料は図書館の役割としてそれを保存したり提供したりすることが不可欠な資料として地域資料とは別に項目を出しました。東久留米市として行政資料を収集し保存・提供していくという役割を、図書館が担うというつもりで行政資料に関して別項を立てました。地域資料はあくまでも図書館が収集しているものですから行政資料とは限りません。もちろん広い意味では行政資料も東久留米市の地域の資料ですが市民活動の記録も地域資料に入ります。市が発行したもの、市議会や教育委員会も含めて市が公的に発行したものについては網羅的かつ継続的に収集保存するという意味で別項立てとしました。

委員長 いいことだと思いますね。

図書館長 現行でも小さいスペースですが、市役所の中に市政情報コーナーがあり、昨年度からコーナーの本を図書館のデータベースに入れて管理しています。まだ

- まだ不十分なところがありますが、一貫して図書館の資料管理という意味では図書館にあるものと役所にあるものを市民の皆さんがお使いになるものとして一元管理を進めていますので、その点からも別項立てとしました。
- 図書館長 マンガの方はいかがでしょうか。
- 委員長 毎回マンガの重要性を強調されている委員が、今回おられないのが残念ですね。
- 委員 最近は大人もマンガですね。マンガの本を60、70代の人も読んでいました。内容はわかりませんがマンガは読みやすいのかなと思いました。
- 委員 今、何でもキャラクター化していますね。歴史上の人物のイケメン化とか、例えば病気のことを赤血球や白血球をキャラクター化することで説明しているものもありますね。
- 委員 ドラマとか映画化されたものもありますね。
- 委員長 物理学や数学などの難しい分野もマンガで理解する物理学とかいう本が出始めていますからね。
- 委員 難しいですね。空想のものだけではなくていろいろなものがありますね。
- 委員 うちには子供たちが集めたマンガがいっぱいありまして子供たちからは捨てないでと言われます。
- 図書館長 ただマンガは、本のつくりとして大勢の方が見るようにはできていないですね。例えば絵本は小さい子が繰り返し見るので装丁が非常に堅牢に作っている。ただマンガはやはりすぐ傷むと思います。
- 委員 読み捨てみたいなイメージですね。
- 委員長 壊れやすいですね。
- 委員長 ただ視覚情報量はすごいですね。
- 委員 マンガのへやをときどき覗くと少ないですけどね、小学生だけでなく少し上のお兄さんが読んでいますね。
- 図書館長 お母さんが夢中に読んでいることもありますね。親子でそれぞれ読んでいますね。
- 委員長 除籍はどうでしょうか。これはあまり議論することはないですか。
- 委員 除籍は古いからとかそういうことですか。
- 図書館長 はい、「除籍基準」に書いてあるとおりですが、ただ内容が間違っていた場合、例えば法律の改正があって書いてある内容が用を成さなくなった場合は古くなくとも除籍する場合があります。
- 委員長 医学関係でもそうですね。自然科学関係の本も年代が立つと古くなって意味がなくなってしまいます。
- 図書館長 ただ難しいのは歴史として取っておくもの、この時代はこうだったみたいなことは経過を取っておくことも必要なのでただ第一線に置かないようにするとか、そこまで厳密に図書館員が判断できるかという点と難しいです。何を除籍するか

は市民の方からすると大変関心が高いことだと思うので、基準を明確にしておくことが大事だと考えています。恣意的に除籍をしていないというようなことももちろん大事ですし、除籍基準のもとにした取扱い基準も必要だと思います。

実際に除籍をどうやっているかという、複本があるものは最後の一冊だけとっておいて除籍する場合があります。また、多摩地域の相互で検索できるシステムがあり、多摩で何冊残っているかが瞬時に分かるようになっています。そうすると、うちは置ききれないけれど類書があるので、他市が持っているから、除籍してもよいという判断することもあります。

委員 その際は多摩地域内の他の市町村と相談し合いますか。

図書館長 しないです。

委員長 同時に捨ててしまうことはないですか。

図書館長 多摩地域で申し合わせがありまして、多摩の最後の2冊になったらとっておくというのが申し合わせです。それぞれの図書館の事情によって、例えば書庫の大きいところや小さいところなどいろいろあるので最後の2冊になったらなるべく捨てないようにしようという申し合わせです。

除籍の候補は、地区館、中央館も含めてあるかないか、多摩地域で所蔵しているか、類書があるかどうかとかを調べ、判断します。破損の場合は迷うことなく捨てることはできますが、少し古くなってしまって利用の少ない場合は、図書館員としては非常に難しい判断になります。多分リサイクルに並んでいる本を見ても「なんでこれを捨てるのだろう」と思われる方もいらっしゃるのではないかと思います。そこで、今年度からですが、除籍をするときにはどうして除籍したのかを記録に残すようにしました。実際にリサイクルに並んでいる本を見ていただくとわかるのですが、除籍にした理由が付けてありますので、「複本があるから」とか「多摩地域で何冊もある」ということが可視化されるようにしています。

委員 多摩地域というのは多摩六都の関係ですか。

図書館長 三多摩全体です。

委員 結構壊されたり破られたりしている本もあるのでいい本を残していただけるといいですね。

図書館長 委員長ならお分かりかもしれませんが、本当に基本的な本というものは古くても置く必要があると思います。ただ、そういう本がいつも利用されるかというところと必ずしもそうではないので、単に貸出回数だけで除籍を判断するのも難しいところです。私たちが除籍をする際は貸出回数もちろん調べますが、だからといって自動的に10年間一度も借りる人がいなかったら除籍にするという訳でもありません。何によって廃棄するのかは実際のところ相談しながら決めているということになります。

- 委員長 ニュートンの「プリンシピア」という力学の本が普通は手に入らないものですが、図書館を経由して、もとはラテン語で書かれているものを翻訳したのですが借りて読むことができ感激いたしました。そういう本は利用者がほとんどいないと思うのですが、図書館で探していただきました。これは非常に重要な仕事だと思います。
- 委員 探せば見つけていただけますね。
- 委員 市民の皆さんに、例えばヒントを与えながらゲームをしていくことで除籍体験する機会を持ってもらえれば、選書とか地域の図書館はどういう本を選べばいいのだろうとか考えるきっかけになるのではないかと思います。
- 図書館長 例えば、大人のための一日図書館員とかいいですね。
- 委員長 今回は10名募集するとかやってみてもいいですね。
- 委員 架空でも実際の棚を使ってもいいかと思います。
- 図書館長 調べるのも結構大変です。1年間で除籍する量は大変な量になります。
- 委員長 対象になる本がそれほど多いのですか。
- 図書館長 はい。
- 委員 本は重ねておいてあるのですか。
- 図書館長 はいそうです。それはひと仕事です。
- 委員 寄贈していただいた本も相当ありますよね。
- 図書館長 はい相当な量があります。書庫に入りきらないため、捨てなければいけないということにも実際なっていますので、除籍はきちっとやらなければならない仕事だと思います。
- 委員長 全体として選書の件は次回またありますのでこの辺にして、評価のところは簡単にポイントだけ説明をお願いします。

3. 報告事項

- 図書館長 評価に関する資料は事前にお配りしていないので、内容をご覧ください、修正等ありましたらお申し出いただきたいと思います。前回の協議会において地区館と中央館それぞれの平成28年度新規事業の資料とそれに対する私どもの自己評価に対してご議論いただいた内容を取りまとめています。その中で、私どもからの「図書館の新規事業や新しい要請に応じた事業はしているけれども、新たな利用者の獲得はまだまだ行われていないのではないか」という投げかけに対して、委員の皆様から図書館の利用者の拡大に対していろいろなご意見を頂戴していますので、それを質問という形でなく協議会の評価というような文言になる形でまとめさせていただいております。議論全体としては「図書館のすそ野をもっと広げる、来館していない人を含めて新しい利用者を獲得してい

く努力をなささい」という点と「生涯にわたる図書館利用を考えると、例えば仕事で忙しい時期とか勉強が忙しい中高生あるいは大学生などが図書館を利用しない時期があったとしても、将来また図書館が必要な時に来ることができるようにするためには、小学生の時の取り組みが大事ではないか」という点があったと思います。それと「新たな人に呼び掛けるという意味では、転入やあるいはブックススタートのような時期に、ホームページで発信することなども必要でしょう」というご意見があったので、そのことについてもまとめています。そして、「単にイベントの際にみんなでワイワイ楽しむだけではなく、目新しいことではなくても普段どおり普通に利用できる図書館としての利用者を増やしていく」というご意見もありましたのでそのあたりもまとめています。そして最後に図書館の利用のすそ野を広げていくという取り組みに関しては、図書館と図書館協議会と一緒に考えていくということでまとめさせていただきました。

新規事業については、「例えばウィキペディアタウンなどは対象や事業の内容が純化しすぎているのではないか」という議論もありましたが、「今後もジャンルも広げるなど取り組みやすいような形で継続的にやっていくとよいのではないか」というご意見、昨年度のサポーター講座への期待や「新しい視点で図書館を見直していくユニバーサルデザイン等は大変重要な視点なので今後も続けていくべきではないか」というご意見、「子ども読書については、地域で子供の広場や放課後子ども教室などの取り組みも始まっているので、そういったところに本の活動を取り入れていってもいいのではないか」というご意見、新たな事業として保育付の事業があるので、そういったことも子育て世代に着目して事業展開したことによって利用を実際に伸ばしているということについての評価がありました。他には地区館で新たな試みとして行われた古本市についても評価できるということで入れました。よろしければ委員からあとからご意見いただいた映画のことについても取り入れていこうかなと思っています。

委員 たまたま「光」という映画を見に行きましたら皆さん障害の方、聞こえない方見えない方も映画を楽しんでいました。そして字幕の説明も音訳の方がやっていた。以前にも障害者対応をしている映画がありまして、字幕が付いていたり副音声が出ていたりしますが健常者でも邪魔にならないものであったので、そういうことが図書館の視聴覚ホールでもできればいいなと思いました。

図書館長 もしよろしければ今後のこととしてそういう取り組みを望むというご意見だったので入れてもいいかなと思いました。

委員長 そうですね。

図書館長 それでは図書館協議会による28年度事業評価につきましては図書館の自己評価と併せて協議会の意見として公表させていただこうと思いますのでよろしくお願いします。

委員長 よろしいかと思います。

図書館長 前回委員から図書館に寄せられた要望を協議会に報告してほしいというお話がありましたので作成しました。要望は今年度のものです。

委員長 これはここで議論していただかなくても読んでいただければいいと思います。

図書館長 ここでちょっと余計な話ですが、小学生の要望だと思いますが、『5年霊組こわいもの係』という子ども向けの文庫本で、図書館にはシリーズ全体で一冊しかありませんでしたが、それを入れてほしいという要望がありました。最初は「図書館では相互貸借で借りられますよ」と回答しましたが、相互貸借でなく中央図書館に置いてほしいという要望をいただきました。そのため、図書館の中でぜひともお勧めという本ではないのですが、試しに児童担当で読んでみました。シリーズになっていて10冊以上ある本ですが、実際いろいろと迷うところがあり、悪い本ではないが日本語があまり良くないなという感じがしましたので、他市の図書館から借りるという結論になったのですが、「早く読みたい、なかなか読めないで困っています」という再度の要望が来ました。「利用者のための図書館なので、たとえ小学生であってもこちらがいい本ではないからという理屈は違うのではないか」と思い直し、購入することにしました。

収集方針を検討する中で、明定さんというベテランの図書館員の方が書いた選書についての本を読みましたが、その中で、「利用者が楽しくて図書館員が楽しい、これはいい図書館だと思います。利用者が楽しくて図書館員が楽しくない。利用者が楽しくなくて図書館員が楽しくない。利用者が楽しくなくて図書館員が楽しい、この四番目が一番悪い図書館でありこれは最低の図書館です。」と書いていました。『5年霊組』の件の話をしたときに、ある学校の司書の方から「なぜ面白い本を紹介してくれてありがとうと言わないのですか」と言われました。

委員長 なるほど。

図書館長 たとえ小学生でも私が図書館長として「そんなつまらない本ばかり読んでいないでもっとこちに面白い本があるよ」と言おうと当初は思っていました。けれども利用者が楽しくなくて図書館員が楽しいというのは最低の図書館というのと同じ図書館だと思い直しました。選書というのは本当にそういうことの繰り返しで、私は40年近いベテランの司書ではあるけれども、その人が判断すればいいかということではなく、若い図書館員や実際に子育てしているお母さんたちの意見を聞いていくことの積み重ねが重要です。本当に『5年霊組』に関する投書してくれた小学生には感謝しないといけないな、もう少しで最低の図書館になるところだったと思い、日々選書については勉強させていただいているなと感じています。

私たちは声なき声というものが一番大事なことだと思いますので、先ほど委員

がおっしゃったような方も投書をしていただきたいと思います。コミックやエッセイに関する要望も多く載っていますし、やっぱり選書に関する要望が多いです。

(この後事務連絡)

委員長 今日これで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。
一同 ありがとうございました。

—以上—